

収穫調査委託契約書（案）

1 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署名)	委託予定 数量	委託単価	委託予定金額	調査場所
収穫調査委託 【国造・分造】 (西都児湯森林管理署)	40.46ha		委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	別紙、「委託調査内訳書」のとおり

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条、地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託金額に 10/110 を乗じて得た額である。

〔()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。〕

2 調査期間

自 契約の翌日から

至 令和 9 年 2 月 1 9 日

※ただし、納品期限については別紙内訳書のとおりとする。

3 契約保証金 免除

4 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 西都児湯森林管理署長 森本 茂（以下「甲」という。）と、受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、本契約書及び九州森林管理局長の定める収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)宮崎県西都市大字妻 909-5

分任支出負担行為担当官

西都児湯森林管理署長 森本 茂

受託者(乙)○○市○○町○番○号

委託調査内訳書

No.1

森 林 事務所	調 査 場 所		予定 面積 (h a)	予定 材積 (m ³)	伐採 種	伐採 率 (%)	調 査 方 法	納品期限	備 考
	国 有 林	林小班							
木城	鹿遊	268ほ	1.96 (0.10)	823 (42)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	国有林
木城	白水 (穂北)	272り	5.18 (0.26)	2,269 (114)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1022は	0.92 (0.05)	335 (18)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1024れ	5.00 (0.25)	2,015 (101)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	国有林
木城	尾鈴麓 (川原)	279は	2.04 (0.11)	918 (50)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
木城	尾鈴麓 (川原)	279に	4.50 (0.23)	2,025 (104)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1058ろ	6.12 (0.31)	3,415 (173)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1058ろ1	0.59 (0.05)	329 (28)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1058ほ	4.40 (0.22)	2,086 (104)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1058る	1.78 (0.09)	895 (45)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1058そ	0.68 (0.05)	375 (28)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
川南	尾鈴 (川南)	1059へ	7.29 (0.37)	3,871 (196)	主 伐	100	標準地調査法	令和9年2月19日	分収造林
合計			40.46 (2.09)	19,356 (1,003)					

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。

収穫調査委託契約書（案）

1 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署名)	委託予定 数量	委託単価	委託予定金額	調査場所
収穫調査委託 【面的複層伐】 (西都児湯森林管理署)	37.06ha		委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	別紙、「委託調査内訳書」のとおり

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条、地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託金額に 10/110 を乗じて得た額である。

〔()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。〕

2 調査期間

自 契約の翌日から

至 令和 8 年 1 0 月 3 0 日

3 契約保証金 免除

4 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 西都児湯森林管理署長 森本 茂 (以下「甲」という。)と、受託者 ○○○○ (以下「乙」という。)とは、本契約書及び九州森林管理局長の定める収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)宮崎県西都市大字妻 909-5
分任支出負担行為担当官
西都児湯森林管理署長 森本 茂

受託者(乙)○○市○○町○番○号

委託調査内訳書

No.1

森 林 事務所	調 査 場 所		予 定 面 積 (h a)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	納 品 期 限	備 考
	国 有 林	林 小 班							
札之元	吹山	33へ (1伐区)	0.62 (0.05)	373 (30)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	33へ (2伐区)	0.91 (0.05)	411 (23)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	33へ (3伐区)	0.46	208	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	33へ (4伐区)	0.67	403	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	33へ (4伐区)	0.80	362	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34わ (5伐区)	1.02 (0.05)	458 (22)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34わ (6伐区)	0.07 (0.05)	43 (31)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34わ (6伐区)	1.05	471	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34か (6伐区)	0.37	166	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34か (7伐区)	0.11	68	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
札之元	吹山	34か (7伐区)	1.29	579	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026り1 (1伐区)	0.59	208	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026り (1伐区)	1.66	634	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026ぬ1 (2伐区)	2.37	735	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026り (3伐区)	1.81 (0.05)	691 (19)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026ぬ1 (4伐区)	1.05	326	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026ぬ1 (4伐区)	1.33	412	主 伐	100	目 測	令和8年10月30日	国有林
小計			16.18 (0.25)	6548 (125)					

委託調査内訳書

No.2

森 林 事務所	調 査 場 所		予定 面積 (h a)	予定 材積 (m ³)	伐採 種	伐採率 (%)	調査方法	納品期限	備 考
	国 有 林	林小班							
都農	尾鈴 (川北)	1026と1 (5伐区)	1.76 (0.05)	435 (12)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026と1 (5伐区)	0.50	124	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026と (6伐区)	1.03	340	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
都農	尾鈴 (川北)	1026と2 (6伐区)	1.07	546	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (1伐区)	1.96	827	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (2伐区)	1.28	540	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (3伐区)	1.98 (0.05)	836 (21)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (4伐区)	2.39 (0.05)	1,009 (21)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (5伐区)	1.96	827	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (6伐区)	0.79	333	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048た (6伐区)	1.19	502	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048そ (7伐区)	2.47 (0.05)	1,220 (25)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048そ (8伐区)	0.46	227	主 伐	100	目測	令和8年10月30日	国有林
川南	尾鈴 (川北)	1048そ (8伐区)	2.04 (0.05)	1,008 (25)	主 伐	100	標準地調査法	令和8年10月30日	国有林
小計			20.88 (0.25)	8774 (104)					
合計			37.06 (0.50)	15322 (229)					

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。